

# 水道料金(本庁地区)と 下水道使用料(本庁地区・中山地区の一部)を改定します

- ◆水道料金は、11月請求分(9・10月使用分)から変わります
  - ◆下水道使用料は、平成24年5月請求分(3・4月使用分)から変わります
- ※下水道使用料改定については、「広報いよし9月号」に掲載します。

## 水道料金の改定

平成14年に改定した水道料金を現在まで維持してきましたが、工事費に必要な資金の借入返済や支払利息、物価上昇などの不確定要素による一般経費の増加により、今後実質赤字が累積していく、厳しい経営状況となっています。そのため、11月請求分(9・10月使用分)から、水道料金の改定を行います。(※詳しくは同封のチラシ「伊予市水道課からのお知らせ」をご覧ください。)

使用者の皆さんにはご負担をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

■問い合わせ 水道課(内線711・712・724)

## 水道料金表

用途	基本料金(月額)				超過料金(月額)			
	基本水量		基本料金		段階	超過水量	超過料金1㎡につき	
	現行	改定後	現行	改定後			現行	改定後
家庭用	10㎡まで	8㎡まで	850円	変更なし	第1	8㎡を超え15㎡まで	110円	110円
					第2	15㎡を超え20㎡まで	110円	130円
					第3	20㎡を超え30㎡まで	140円	150円
					第4	30㎡を超え50㎡まで	160円	180円
					第5	50㎡を超えるもの	170円	190円
※現行の4段階から5段階へ細分化されました								
団体用	10㎡まで	8㎡まで	1,020円	変更なし	第1	8㎡を超え20㎡まで	130円	140円
					第2	20㎡を超え30㎡まで	160円	180円
					第3	30㎡を超え50㎡まで	180円	200円
					第4	50㎡を超えるもの	190円	210円
営業用	10㎡まで	8㎡まで	1,130円	変更なし	第1	8㎡を超え20㎡まで	140円	150円
					第2	20㎡を超え30㎡まで	170円	190円
					第3	30㎡を超え50㎡まで	200円	220円
					第4	50㎡を超えるもの	210円	230円
湯屋用	150㎡まで	変更なし	8,000円	10,000円	第1	150㎡を超えるもの	90円	100円
船舶用・臨時用	1㎡につき(変更なし)						240円	270円

(消費税抜き)

## 水道メーター使用料(月額)

口径	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm	100mm	150mm
使用料	110円	240円	300円	440円	550円	2,600円	3,300円	4,400円	7,700円

※水道メーター使用料は変更ありません。

(消費税抜き)